平成２４年（フ）第２０号
鹿児島県薩摩川内市東開聞町12番16号
債務者　藤原　　姫
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
鹿児島県薩摩川内市上甑町小島113番地
債務者　神山　　一
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
山梨県甲府市寿町４番４号
債務者　佐藤　　実
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
長野県安曇野市豊科2027番地２
債務者　春宮　麻里
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２０号
長野県松本市野溝木工１丁目９番27―902号
ラフィーネ松本南壱番館
債務者　柳澤すみえ
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１４号
福島市小田字西窪３番地
債務者　渡邉かおり
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１８号
福島市野田町４丁目６番１号　県住01―10
債務者　二瓶　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２４号
福島市太平寺字古内40番地の２　レジデンス塙Ｂ105
債務者　佐藤　ハル
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
福島県石川郡玉川村大字竜崎字糀屋87番地
債務者　鈴木　春子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第８号
福島県白河市鬼越77番地１　市営３―205号
債務者　板橋スミヱ
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
長野県茅野市宮川5010番地１　寿和寮
債務者　濱　　佐一
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第６号
岐阜県可児市下恵土5409番地１サープラスワンたかつぼ101
債務者　髙橋　泰広
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第７号
岐阜県可児郡御嵩町上之郷7112番地11
債務者　奥谷　哲司
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第８４号
三重県松阪市大黒田町1749番地１
債務者　相松　　**隆**
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７７号
三重県津市一身田中野408番地１　マンションメルヘン107
債務者　織田　久代
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４号
三重県鈴鹿市中旭が丘４丁目８番２号
債務者　橋本　直美
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７号
三重県三重郡川越町亀須新田331―１　リバークロス211、住民票上の住所三重県鈴鹿市南堀江２丁目10番30号
債務者　松井まどか
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０号
三重県津市半田1195番地１　コーポ笠取201号
債務者　吉田　　仁
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
津地方裁判所破産係